

# 僧衣運転 違反?セーフ?

## 福井県警、一転送検せず

### 「ネットで騒ぎになったから?」

僧衣で車を運転するのは違反なのか、OKなのか。違反則切符(青切符)を切った僧侶に対し、福井県警が一転して「送検しない」と伝えたことで、「ネット」で騒ぎになれば取り消すのか」と疑問や戸惑いの声が上がっている。



インスタグラムに投稿された、僧衣で二重跳びをする僧侶の動画

車を運転していた僧侶が、「運転操作に支障を及ぼすおそれのある衣服」の着用にあたるとして、福井県警に青切符を切られた。僧侶は「納得できない」として反則金6千円の支払いを拒否。すると、県警は今年26日になって、「証拠の確保が不十分で違反事実が確認できなかった」として、この件を検察庁に送らない方針を明らかにした。

この問題をめぐっては、昨年12月に読売新聞が報道し、各地の僧侶が「#僧衣でできるもん」のハッシュタグをつけて二重跳びなどをする動画をツイッターに投稿するなど、大きな反響を呼んだ。県警には問い合わせが相次いでいた。捜査関係者は「マスコミが騒いだことは関係ない」と影響を否定するが、ツイッターでは「ネットで話題

ならなければ、そのまま違反だった」といった反応が上がっている。県警は27日、「僧衣の着用が直ちに違反になるわけではない。ハンドル操作を妨げているなど、運転操作への具体的な支障がある場合に限られ、慎重な判断が必要だと考えている」とのコメントを明らかにし、釈明に迫られている。

今回、適用されたのは、「下駄、スリッパその他運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物または衣服を着用して車両を運転しないこと」という福井県道路交

### 福井県警が適用した法令

#### ▶ 運転者の順守事項を定めた道交法71条の6号

「道路または交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項」

#### ▶ 順守事項を定めた福井県道交法施行細則16条の3号

「下駄、スリッパその他運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物または衣服を着用して車両を運転しないこと」

僧衣のイメージ



### 衣服について規定がある15県

青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、群馬、茨城、栃木、福井、静岡、愛知、滋賀、三重、岡山

今回、青切符を切られた僧侶は「僧衣での運転が違反になるのか、県警は指針を示してほしい」と話す。福井県警は昨年、ほかにも僧侶1件、着物の女性2件で青切符を切っている。僧侶が所属する浄土真宗本願寺派の幹部は、「ネットで騒ぎになれば、取り消すのか。反則金を払ってきた僧侶は払い損だ」と不満を漏らす。(南有紀、岡田匠)